

随意契約理由

令和4年(2021年)4月1日

契約担当課名	市民協働部くらし支援課
契約名称	くらし再建パーソナルサポートセンター事業業務
契約内容	くらし再建パーソナルサポートセンター事業業務一式
契約締結日	令和4年4月1日
及び契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
契約金額	15,974,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本事業は生活困窮者の困窮度合いが重篤化する前に、的確かつ迅速にそれぞれの状況に応じた支援を行うことができるよう、庁内外の関係機関との連携強化を図り、本人の特性・状況等に応じた自立支援を効果的に行うことを目的とした、総合相談機能と就労支援機能及びこれに付随する自立支援事業である。</p> <p>生活困窮者の中には自らSOSを発信することが難しい場合も多く、これらの市役所の相談窓口まで繋がり難いケースに対しては、コミュニティソーシャルワーカーの取り組みや地域の民生・児童委員等と連携したアウトリーチによる支援が必要であり、これらの取り組みは生活困窮者自立支援制度においては不可欠とされている。</p> <p>これらの地域に潜在する課題に対して対応できる組織体制や地域とのネットワークを有している団体は豊中市社会福祉協議会しかなく、競争に適さないと思慮することから、当該団体を委託事業者に選定するものである。</p>